株式交換に係る事前開示書類

（会社法 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める書面）

2019 年 12 月 26 日

株式会社 GA technologies

2019 年 12 月 26 日

株式交換に関する事前開示書面

東京都港区六本木三丁目 2 番 1 号
住友不動産六本木グランドタワー40 階
株式会社 GA technologies
代表取締役樋口龍

当会社は、2020 年 1 月 15 日を効力発生日として、当会社を株式交換完全子会社、株式会社 GA technologies を株式交換完全親会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行うことといたしました。

本株式交換に関する会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める当会社の事前開示事項は以下のとおりです。

記

1. 株式交換契約の内容（会社法第 794 条第 1 項）

別紙 1 のとおり

2. 交換対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第 193 条第 1 号）

別紙 2 のとおり

3. 株式交換に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第 193 条第 2 号）

該当事項はありません。

4. 株式交換完全子会社についての事項

（1）最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第 193 条第 3 号イ）

別紙 3 のとおり

（2）最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容（会社法施行規則第 193 条第 3 号ロ）

該当事項はありません。

（3）最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 193 条第 3 号ハ）

該当事項はありません。

5.株式交換完全親会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 193 条第 4 号イ）

該当事項はありません。

以上

別紙 1（株式交換契約書）

株式交換契約書

株式会社 GA technologies（以下「甲」という。）及び株式会社 Modern Standard（以下「乙」という。）は、2019 年 12 月 9 日（以下「本契約締結日」という。）付で、以下のとおり合意し、株式交換契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（株式交換）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式（但し、甲が所有する乙の株式を除く。）の全部を取得する。

第 2 条（株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 甲（株式交換完全親会社）
商号：株式会社 GA technologies
登記上の本店所在地：東京都港区六本木三丁目 2 番 1 号

(2) 乙（株式交換完全子会社）
商号：株式会社 Modern Standard
登記上の本店所在地：東京都港区南青山四丁目 9 番 1 号

第 3 条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、2019 年 12 月 20 日における乙の株主（甲を除く。以下本条において同じ。）に対して、乙株式に変わる金銭等として、以下の算定式により算出される甲の普通株式を交付する。

交付される甲株式の数＝500,000,000 円／基準時における甲株式の終値

上記において、「基準時における甲株式の終値」とは、2019 年 12 月 20 日午後 3 時時点の東京証券取引所における甲の普通株式の終値をいう。

2. 前項の規定に従い甲が乙の株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、甲は会社法第 234 条その他の関連法令の規定に従い処理する。

第４条（甲の資本金及び準備金の額）

本株式交換に際して増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第 39 条の規定に従い、甲が別途適当に定める金額とする。

第５条（本効力発生日及び停止条件）

1. 本株式交換がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2020 年 1 月 15 日とする。但し、本株式交換の手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議し合意の上、これを変更することができる。

第６条（株式交換契約の承認株主総会）

1. 甲は、会社法第 796 条第 2 項の規定に従い、本契約について株主総会の承認を得ないで本株式交換を行う。
2. 乙は、2020 年 1 月 14 日までに株主総会を開催し、本契約の承認を求める。

第７条（剰余金の配当）

乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間、剰余金の配当を行わない。

第８条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務執行並びに財産の管理及び運営を行う。乙は、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、事前に甲に書面で通知の上、その承諾を得た上で行うものとする。

第９条（本契約の変更及び解除等）

1. 甲及び乙は、本契約締結後から本効力発生日までの間に、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変動が生じた場合、又は本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じた場合には、協議し合意の上、本株式交換の条件その他の本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。
2. 甲及び乙は、本契約締結後から本効力発生日までの間に、相手方が本契約の条項に違反した場合には、相当の期間を定めて相手方に履行を催告の上、本契約を解除することができる。

第 10 条（本契約の効力）

本契約は、次の各号のいずれかの場合には、その効力を失う。

(1) 甲において会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき株主総会の決議が必要になった場合で、本効力発生日の前日までに本契約の承認が得られなかった場合
(2) 第 6 条第 2 項に定める乙の株主総会において、本契約の承認が得られなかった場合
(3) 第 9 条の規定に従い本契約が解除された場合
(4) 本株式交換について必要な監督官庁の承認が得られなかった場合
(5) 2020 年 1 月 31 日までの間に本株式交換が実行されない場合

第 11 条（準拠法）

本契約並びに本契約に基づき又はこれに関連して生じる甲及び乙の一切の権利及び義務は、日本国の法律に準拠し、それに従い解釈される。

第 12 条（管轄裁判所）

本契約並びに本契約に基づき又はこれに関連して生じる甲及び乙の一切の権利及び義務に関する訴訟は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 13 条（誠実協議）

本契約に定めのない事項及び本契約の内容について解釈上の疑義が生じた場合、又は変更の必要が生じた場合は、甲及び乙は誠意をもって協議の上、必要な措置を決定するものとする。

（以下余白）

本契約の成立を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

2019 年 12 月 9 日

甲　　東京都港区六本木三丁目２番 1 号
住友不動産六本木グランドタワー40 階
株式会社 GA technologies
代表取締役社長　　樋口　龍

乙　　東京都港区南青山四丁目 9 番 1 号
シンプル青山ビル 2 階
株式会社 Modern Standard
代表取締役　松田　啓介

別紙 2 （交換対価の相当性に関する事項）

1. 交換対価の総数又は総額の相当性に関する事項

(1) 本株式交換に係る割当ての内容

会社名	株式会社 GA technologies （株式交換完全親会社）	株式会社 Modern Standard （株式交換完全子会社）
株式交換比率	1	1,861．37
本株式交換により交付する株式の総数	普通株式：122,850 株	

（注 1）株式の割当比率

株式会社 Modem Standard 普通株式 1 株に対し、株式会社 GA technologies 普通株式 1,861．37 株の割合をもって、株式会社 GA technologies の普通株式を割当交付します。

なお、株式会社 GA technologies は株式分割を予定しており、本割当株式数は当該株式分割後の株式数です。

（注 2）本株式交換により交付する株式数

株式会社 GA technologies は、本株式交換に際して、株式会社 GA technologies 普通株式 122,850 株を新たに発行する予定です。

（注 3）1 株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、株式会社 Modem Standard の株主の皆様に対して交付する株式会社 GA technologies の普通株式に、1 株に満たない端数の割当てがある場合には、会社法第 234 条その他の関連法令の規定に従い、株式会社 GA technologies が当該端数部分に応じた金額をお支払します。

(2) 本株式交換に係る割当ての内容の算定の考え方

交換比率について、公開会社である株式会社 GA technologies の株式価値については、市場価値が適切な価格であると考え、2019 年 12 月 20 日の株式会社 GA technologies の株式終値をベースに株価を算定いたします。

株式会社 Modem Standard の発行済普通株式の価値については、独立した第三者機関である南青山 FAS 株式会社に算定を依頼し、その算定結果を踏まえ、当事者間で慎重に協議の上、発行済普通株式一株当たり 7,500,000 円としております。

なお、青山 FAS 株式会社は、株式会社 Modem Standard の株式価値の算定に際して、将来の事業活動を評価に反映させるため、DCF 法（ディスカウンテッド・キャッシュフロー法）を採用して算定を行っております。

株式会社 GA technologies の普通株式一株当たりの株価及び交換比率については、2019 年 12 月 20 日の株式交換比率決定以後に大幅な変動はないものと見込まれますが、変動がある場合、会社法施行規則第 184 条第 1 項第 6 号の事項として、別紙 6 にて開示いたします。

2. 交換対価として当該種類の財産を選択した理由

完全親会社の資本政策及び完全子会社株主の利益への配慮のため、株式交換契約に定める交換対価といたしました。

3. 株式交換完全子会社の株主の利益を害さないように留意した事項
   株式交換完全親会社と株式交換完全子会社は共通支配下関係にありません。

4. 当該株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額に関する事項
   本株式交換による完全親会社の資本金及び準備金の額については、機動的な資本政策と株主資本の内部留保の均衡を図る目的で、会社計算規則第 39 条の規定に基づき、株式交換契約に定めるとおりといたしました。

別紙３（株式交換完全子会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容）

次頁以下のとおり

貸　借　対　照　表

平成 30年 8月31日 現在

（単位：円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	【 193,113,391】	【流動負債】	【 74,929,426】
現金・預金	105,725,733	短期借入金	760,000
売掛金	23,019,393	未払金	11,317,334
商品・製品	33,086,741	未払法人税等	6,052,900
立替金	3,000,295	預り金	38,159,492
貸付金	22,433,209	未払消費税等	18,639,700
前払費用	5,848,020	【固定負債】	【 411,191,980】
【固定資産】	【 364,596,930】	長期借入金	411,191,980
[有形固定資産]	[135,048,863]		
建物	130,749,480		
建物附属設備	6,772,646		
工具器具備品	6,349,890		
土地	443,038		
建設仮勘定	4,320,000		
減価償却累計額	△13,586,191	負債合計	486,121,406
[無形固定資産]	[166,325,978]	純資産の部	
借地権	155,567,444	【株主資本】	【 84,139,668】
ソフトウェア	3,863,534	[資本金]	[10,000,000]
会員権	6,895,000	[利益剰余金]	[74,139,668]
[投資その他の資産]	[63,222,089]	（その他利益剰余金）	(74,139,668)
出資金	530,000	繰越利益剰余金	74,139,668
差入保証金	18,146,919		
長期貸付金	40,985,196		
保険積立金	3,559,974		
【繰延資産】	【 12,550,753】		
開発費	6,600,000		
繰延資産	5,950,753	純資産合計	84,139,668
資産合計	570,261,074	負債・純資産合計	570,261,074

損　益　計　算　書

自　平成 29年 9月 1日
至　平成 30年 8月31日

（単位：円）

科目	金額	
【純　売　上　高】		
売　上　高	961,805,050	961,805,050
【売　上　原　価】		
期首棚卸高	33,086,741	
原価家賃	282,884,927	
原価外注費	21,157,658	
仕入高	123,524,978	
合計	460,654,304	
期末棚卸高	33,086,741	427,567,563
売上総利益		534,237,487
【販売費及び一般管理費】		510,563,435
営業利益		23,674,052
【営業外収益】		
受取利息	731,160	
受取配当金	500	
雑収入	14,277,130	15,008,790
【営業外費用】		
支払利息・手形売却損	9,066,275	
雑損失	11,103,207	20,169,482
経常利益		18,513,360
税引前当期純利益		18,513,360
法人税、住民税及び事業税		7,620,300
当期純利益		10,893,060

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

自　平成 29年 9月 1日
至　平成 30年 8月31日　　（単位：円）

	株主資本										純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計			
						任意積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	10,000,000						63,246,608	63,246,608		73,246,608	73,246,608
当期変動額											
当期純利益							10,893,060	10,893,060		10,893,060	10,893,060
当期変動額合計	0						10,893,060	10,893,060		10,893,060	10,893,060
当期末残高	10,000,000						74,139,668	74,139,668		84,139,668	84,139,668

個　別　注　記　表

自　平成 29年 9月 1日
至　平成 30年 8月31日

1．この計算書類は、中小企業の会計に関する指針によって作成しています。

2．重要な会計方針に係る事項に関する注記

（1）固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法（但し、平成10年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）は定額法）

消費税等の会計処理は税抜方式により処理しております。

（2）発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式

合計（発行済株式）

当期末株式数（発行済株式）　200株

3．１株当たり情報に関する注記

（1）１株当たりの純資産額　420,698円34銭

（2）１株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額　54,465円30銭